

「酪肉近代化基本方針の構成案」に対する意見

乳業者の立場から、新たな基本方針を策定するにあたり、需給に係る課題を中心に様々な意見を申し上げてきました。今回、農水省からお示しいただいた基本方針の構成案を拝見しますと、需要拡大対策や生乳取引に係る規律の強化の推進など、概ね意見が反映された構成案になっていると評価いたします。

そのうえで、酪農・乳業関係者が共有する意見をよりの確に反映していただく観点から、4点意見を申し述べさせていただきます。

1 食料安全保障の強化

1点目は、総論としての食料安全保障の強化です。近年の食料・農業をめぐる情勢をみると、地球温暖化に伴う異常気象の頻発や国際紛争の発生等により、飼料等の農業生産資材や食料について、価格面を含め輸入による安定的な確保が困難になるという事態が発生しています。このため、基本方針を策定するにあたり、食料安全保障の強化は最重要課題になっているものと認識しています。

したがって、基本方針の総論として、飼料を含め国内生産を基本とした食料安全保障の強化が重要であるという論点を、是非加えていただきたいと考えます。

2 国際貿易協定による影響の最小化

2点目は、国際貿易協定による影響の最小化です。農水省としても、生産者の意向を反映してチーズの関税撤廃等を積極的に受け入れたわけではないことは承知しているものの、国が生産者の反対を押し切って締結した協定であることを踏まえれば、その影響を最小限にとどめる努力をすることは国の責務であると考えます。

その対策として、チーズ競争力強化対策が講じられていることは承知しています。しかしながら、2033年度に向けて主要なチーズの関税は漸減・撤廃されるため、間もなくプロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの関税割当は持続不可能となります。その結果、確実な需要があるにもかかわらず、現行対策の単純延長だけではチーズの生産は大幅に縮小し、生乳生産抑制で対応せざるを得なくなる可能性が高いと考えられます。

したがって、農水省として、水田を利用して需要のある麦や大豆を生産し、少しでも食料自給率の向上を図るべく努力していることを踏

まれば、同じく需要があり、しかも将来的な需要の伸びも期待できるチーズの生産を維持・拡大すべく対応策を検討することは、食料安全保障の強化策として極めて合理的であり、このことが「生産数量目標の方向性」に反映されているものと受け止めています。

なお、ソフト系チーズについて、「高い乳価を支える」と強調されていますが、チーズ向け乳価は最も低いでなく、枠内関税率が撤廃に向けて引き下げられていくことを踏まれば、今後の交渉により決定される乳価に言及するのは適切でないと考えます。

3 生産数量目標の方向性の考え方

3点目は、生産数量目標の方向性の考え方です。基本的な方向性に異論はないものの、このような考え方であれば、5年間は現行水準を維持し、その後増産するという不規則な目標となります。5年後にまた見直すのだから構わないだろうという考え方もあるかもしれませんが、生産現場が混乱することになりはしないかと、やや懸念を感じるところです。したがって、生産数量目標を提示する際には、実現に向けた対応策の考え方も併せてご提示いただければ、生産者も安心すると考えます。

4 合理的な費用を考慮した価格形成が法制化された場合の対応

4点目は合理的な費用を考慮した価格形成が法制化された場合の対応です。

中長期的な酪農生産に大きな影響を及ぼすと考えられる「合理的な費用を考慮した価格形成」に係る議論が農水省の他の部局で進められており、その法案が本年の通常国会に提出される見込みであると聞いています。その中で、コストを考慮した取引については繰り返し議論されているものの、結果的に大きな影響が生じると見込まれる需給に関する議論はほとんどなされていません。

価格と需給は表裏一体の関係あるため、生乳取引に係る規律の強化だけでなく、合理的な費用を考慮した価格形成が法制化された場合の需給調整のあり方についても、一定の言及があってもよいのではないかと考える次第です。